

火災期特別警戒

※本件は、火災予防を推進する峡北広域行政事務組合消防本部の独自の取り組みです。

火災多発非常事態宣言	警戒しているにも関わらず火災が多発している
火災期特別警戒	火災発生件数が増え警戒が必要
火災期特別注意	火災が発生しやすい季節・環境が整っており注意が必要

○火災期とは、2月下旬から5月中旬及び11月上旬から1月下旬にかけて、または、気象その他の状況から特に注意等が必要なとき。

わらやもみ殻の焼却、あぜ焼き、たき火などの不始末から火災が多く発生しています。山火事をおこしたり家に燃え移ることもあります。下記のことを守り、火災防止にご協力をお願いします。

1. 【事前の届け出】

「いつ・どこで・何を燃やす」のかを事前にお近くの消防署へ連絡してください。

※火災と間違えての消防車の出動を防ぎます。また、その際に気象情報や注意事項をお伝えします。

2. 【見張りとお火の準備】

焼却中は、その場を離れることは禁物です。また、火災に備えて消火器や水バケツなど準備し、終わったときは火を完全に消してください。

3. 【風の強い日は中止しましょう】

風の強い日は火の粉が飛んだり、拡大しやすく危険です。さらに空気が乾燥していると火災がおこりやすくなります。こんな日は中止してください。

--- 下記の場合は、焼却行為の中止にご協力ください。 ---

1. 乾燥注意報や強風注意報が発令中のとき。
2. 火災気象通報が発令中のとき。
3. 焼却場所の周囲に延焼の危険があるとき。（延焼防止のため、必要な措置を講じた場合を除く。）
4. 上記の1. 2. 3. 以外でも、気象状況等により延焼の危険が高いと予想される場合は、焼却行為の中止をお願いすることがあります。

※「消防署への連絡」の際に、注意報の発令等についてお伝えしますので、ご協力をお願いします。

- 消防車両で巡回を行い、焼却行為を行っている方に直接、注意喚起や気象状況等により、中止のお願いをする場合があります。



いのちを守る10のポイント

【4つの習慣】

1. 寝たばこは、しない・させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

【6つの対策】

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

峡北広域行政事務組合消防本部

【お問い合わせは、お近くの消防署まで】

○蕪崎消防署・・・0551(23)1499
○北杜消防署・・・0551(32)2508
○予防課・・・0551(23)7119

○須玉分署・・・0551(42)2449
○高根分署・・・0551(47)2099

○双葉分署・・・0551(28)0119
○白州分署・・・0551(35)2155